



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年6月1日火曜日 第211号

◇ 目 次 ◇ 規 則

食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則..... (薬務衛生課) ... 794

告 示

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 802

保安林の皆伐面積の限度の公表..... (") ... 803

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 804

指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 805

指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 805

指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 805

土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 805

指定居宅サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 805

指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 805

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 806

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令..... (薬務衛生課) ... 806

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 815

トッピングターの購入..... (会計課) ... 815

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 816

公営企業告示

病院の業務に係る公金の収納の事務の委託..... (公営企業管理局総務課) ... 818

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第61号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中村時広

食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第1条 この細則で、「法」とは食品衛生法(昭和22年法律第233号)を、「規則」とは食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)を いう。	(定義) 第1条 この細則で、「法」とは食品衛生法(昭和22年法律第233号)を、「規則」とは食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)を、「条例」とは食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)をいう。
(書類の経由) 第2条 法、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)、規則、	(書類の経由) 第2条 規則

食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府・厚生労働省令第11号）又はこの細則により、知事に提出する書類は、所轄の保健所長を経由しなければならない。

（食品等検査手数料）

第3条 食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表の1の項の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。

（営業許可申請に係る添付書類の特例）

第4条 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第67条第5号の水質検査の結果を証する書類の写しに代えて、食品衛生検査施設（法第29条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。）、登録検査機関（法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づき建築物における飲料水の水質検査を行う事業者として登録を受けた者又は知事の指定した試験施設で検査した成績書の写しを提出することができる。

2 申請者は、当該営業において愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）による水道水を使用する場合にあつては、規則第67条第5号の規定にかかわらず、同号の水質検査の結果を証する書類の写しを提出することを要しない。

（許可の更新に係る申請書の提出期間）

第5条 法第55条第1項の規定による営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、申請者は、規則第67条の申請書を当該許可の有効期間満了前1月以内に知事に提出しなければならない。

（営業許可証）

第6条 法第55条第1項の規定により営業を許可するときは、営業許可証（別記様式）を申請者に交付し、不許可の場合は、その旨を通知する。

2・3 省略

（地位承継及び変更の届出の際の営業許可証の添付等）

第7条 法第56条第2項に規定する届出及び規則第71条に規定する届出（規則第67条第1号（申請者の氏名（法人にあつては、その名称）に係る部分に限る。）又は第2号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、許可営業者の地位を承継した者及び許可営業者にあつては、営業許可証を添付してしなければならない。

又はこの細則により、知事に提出する書類は、営業所所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

（食品等検査手数料）

第3条 条例別表第7 1の項

の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。

（食品衛生管理者設置（変更）届出書）

第4条 規則第49条第1項の届出書は、食品衛生管理者設置（変更）届出書（様式第1号）によらなければならない。

（食品営業許可申請書）

第5条 規則第67条の規定による申請書は、食品営業許可申請書（様式第2号）によらなければならない。

2 前項の申請書には、法人にあつては、定款の写し又は登記事項証明書を添えなければならない。

3 第1項の申請書には、水道法（昭和32年法律第177号）又は愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）による水道水以外の水を使用する者にあつては、食品衛生検査施設（法第29条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。）、登録検査機関（法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。）又は知事の指定した試験施設で検査した成績書を添えなければならない。

4 第1項の申請書には、営業者から当該営業を譲り受けた者にあつては、契約書の写しその他の営業の譲渡を証する書類を添えなければならない。

第6条 規則第67条第2項に該当する者は、許可有効期限満了前1月以内に、食品営業許可申請書の該当欄に同項に規定する事項を記入して、これを提出しなければならない。

（営業許可証）

第7条 法第52条第2項の規定により営業を許可するときは、営業許可証（様式第3号）を申請者に交付し、不許可の場合は、その旨を通知する。

2・3 省略

（地位承継届出書）

第8条 規則第68条から第70条までの届出書は、地位承継届出書（様式第4号）によらなければならない。

（変更等届出書）

第9条 規則第71条に規定する届出は、変更等届出書（様式第5号）に

営業許可証を添付してしなければならない。ただし、当該届出が規則第67条第1項第1号（申請者の住所（法人

2 知事は、前項の届出 _____ があつたときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。

(廃業の届出の際の営業許可証の添付等)

第8条 規則第71条の2に規定する届出は、許可営業者にあつては、営業許可証を添付してしなければならない。

2 _____ 規則第71条の2の場合において営業者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡若しくは失踪の届出義務者又は清算人が同条の届出を行わなければならない。

附 則

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

様式第3号(第6条 第8条 _____ 関係)

(表)

省略

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

省略

(裏) 省略

にあつては、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)に係る部分に限る。)又は第5号に係るものであるときは、営業許可証の添付を要しない。

2 知事は、前項の届出(同項ただし書の場合を除く。)があつたときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。

第10条 法第52条の規定によつて、許可を受けた営業者が、廃業若しくは30日以上休業しようとするとき、又は休業中の者が復業しようとするときは、変更等届出書により速やかに知事に届け出なければならない。

(集団給食関係報告書)

第11条 条例第6条の規定による報告は、集団給食関係報告書(様式第6号)によらなければならない。

(死亡等の届出)

第12条 第10条 _____ において営業者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡若しくは失踪の届出義務者又は清算人が届け出なければならない。

第13条 削除

附 則

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

様式第3号(第7条、第9条、様式第5号関係)

(表)

省略

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条 _____ の規定により、次の条件を付けて許可します。

省略

(裏) 省略

第2条 食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とする。

様式第4号から様式第6号までを削る。

(愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(昭和28年愛媛県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(試験公告)	(試験公告)
第1条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号。第6条第1号を除き、以下「条例」という。)第4条の規定によるふぐ取扱者試験(以下「試験」という。)を行うときは、期日、場所、受験願書の締切期日その他試験施行について必要な事項を、 <u>その都度</u> 公告する。	第1条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号。 _____ 以下「条例」という。)第4条の規定によるふぐ取扱者試験(以下「試験」という。)を行うときは、期日、場所、受験願書の締切期日その他試験施行について必要な事項を、 <u>その度に</u> 公告する。
(免許申請)	(免許申請)
第6条 条例第3条第1項の免許を受けようとする者は、別記様式第3号による免許・再免許申請書に次に掲げる書類及び条例第14条第1項第2号の免許手数料を添えて知事に提出しなければならない。	第6条 条例第3条第1項の免許を受けようとする者は、別記様式第3号による免許・再免許申請書に次に掲げる書類及び条例第14条第1項第2号の免許手数料を添えて知事に提出しなければならない。
(1) _____ 他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を受けている者に	(1) 試験の合格証書の写し若しくは合格証明書又は他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を _____

あつては、当該免許等を受けていることを証する書類

(2)・(3) 省略

第10条 削除

(保健所を設置する市が処理する事務)

第13条 条例第15条第6号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1)~(3) 省略

様式第1号(第3条関係)

省略	
省略	写真貼付欄 省略
氏名	
省略	省略

を受けていることを証する書類

(2)・(3) 省略

(ふぐの取扱所の届出)

第9条の2 条例第10条の2第1項の規定によるふぐの取扱所の届出は、別記様式第6号の2による届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 主たるふぐ取扱者の免許証の写し

(2) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲げる営業にあつては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けていることを証する書類(以下「営業許可証」という。)の写し

(3) 食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営業以外の営業にあつては、営業設備の概要及びふぐの取扱所付近の見取図

2 条例第10条の2第2項の規定による変更の届出は、別記様式第6号の3による届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 条例第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、当該ふぐの取扱所に係る次条の届出済証

(2) 条例第10条の2第1項第3号又は第5号に掲げる事項(ふぐの取扱所の名称を除く。)に変更を生じた場合であつて、営業の種類(同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、変更後の営業の種類)が食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営業であるときは、営業許可証の写し

(3) 条例第10条の2第1項第4号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、変更後の主たるふぐ取扱者の免許証の写し
(届出済証の様式)

第9条の3 条例第10条の3第1項の届出済証は、別記様式第6号の4による。

(紛失等の届出書)

第9条の4 条例第10条の3第3項の規定による紛失等の届出は、別記様式第6号の5の届出書に届出済証を毀損した場合にあつては当該届出済証を添えてしなければならない。

(廃業等の届出書)

第9条の5 条例第10条の4の規定による廃業等の届出は、別記様式第6号の6の届出書によらなければならない。

(検査証票の様式)

第10条 条例第11条第2項の規定による検査職員の証票は、別記様式第7号による。

(保健所を設置する市が処理する事務)

第13条 条例第15条第7号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1)~(3) 省略

様式第1号(第3条関係)

省略			
省略	氏名		写真 ちよう付欄 省略
性別	男 女	年齢	
省略	省略		省略

注1 省略

2 現に食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを添付すること。

様式第7号（第3条関係） 承継届

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注1 省略

2 省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 現に食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを添付すること。

様式第7号（第3条関係） 承継届

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊞
省略		

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

（愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部改正）

第5条 愛媛県食の安全安心推進条例施行規則（平成21年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
	<p>（自主回収の着手又は終了の報告）</p> <p>第2条 条例第22条第1項本文の規定による報告は、自主回収着手報告書（様式第1号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、次に掲げる写真及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 回収する食品等を撮影した写真があるときは、その写真</p> <p>(2) 回収する食品等に表示事項があるときは、その表示事項を記載した書類</p> <p>(3) 新聞、ラジオ放送、テレビジョン放送、インターネットその他の方法により広告をする場合は、その広告の内容を記載した書類</p> <p>3 条例第22条第3項の規定による報告は、自主回収終了報告書（様式第2号）を提出して行わなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経路すべき機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収理由</th> <th>機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生法（昭和22年法律第233号）若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがあること。</td> <td>事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所（以下「事業所等」という。）の所在地を管轄する保健所長</td> </tr> <tr> <td>農薬取締法（昭和23年法律第82号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和</td> <td>事業所等の所在地を管轄する地方局長</td> </tr> </tbody> </table>	回収理由	機関	食品衛生法（昭和22年法律第233号）若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがあること。	事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所（以下「事業所等」という。）の所在地を管轄する保健所長	農薬取締法（昭和23年法律第82号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和	事業所等の所在地を管轄する地方局長
回収理由	機関						
食品衛生法（昭和22年法律第233号）若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがあること。	事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所（以下「事業所等」という。）の所在地を管轄する保健所長						
農薬取締法（昭和23年法律第82号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和	事業所等の所在地を管轄する地方局長						

37年法律第134号)若しくは米穀等の取引等に
 係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する
 法律(平成21年法律第26号)の規定又は食品
 表示法の規定(国民の健康の保護及び増進を
 図るために必要な食品に関する表示に係る部
 分を除く。)に違反し、又は違反するおそれ
 があること。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する
 法律(昭和28年法律第35号)又は医薬品、医
 療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等
 に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定
 に違反し、又は違反するおそれがあること。

計量法(平成4年法律第51号)の規定に違反
 し、又は違反するおそれがあること。

事業所等の所
 在地を管轄す
 る家畜保健衛
 生所長

計量検定所長

(危害情報の申出)

第2条 条例第23条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を
 明らかにして行わなければならない。

(1)・(2) 省略

第3条 省略

第4条 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

(危害情報の申出)

第3条 条例第25条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を
 明らかにして行わなければならない。

(1)・(2) 省略

第4条 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

様式第1号及び様式第2号を削る。

(愛媛県食品行商条例施行規則の廃止)

第6条 愛媛県食品行商条例施行規則(昭和28年愛媛県規則第6号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和3年愛媛県条例第11号。以下「改正条例」という。)附則第4項の規定により
 なおその効力を有するものとされる改正条例第2条の規定による改正前の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63
 号)第10条の2から第11条までの規定の適用については、第3条の規定による改正前の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(以下
 「旧規則」という。)第9条の2(第1項を除く。)から第10条まで及び様式第6号の3から様式第7号までの規定は、なおその効力を
 有する。この場合において、旧規則様式第6号の4及び様式第7号中「愛媛県ふぐの取扱いに関する条例」とあるのは、「食品衛生法施
 行条例等の一部を改正する等の条例(令和3年愛媛県条例第11号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第
 2条の規定による改正前の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例」とする。

3 この規則施行の際現に提出されている旧規則様式第3号の規定による申請書は、第3条の規定による改正後の愛媛県ふぐの取扱いに関
 する条例施行規則様式第3号の規定による申請書とみなす。

4 改正条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例第3条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条
 例(平成20年愛媛県条例第71号)第22条の規定の適用については、第5条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例施行規則第
 2条、様式第1号及び様式第2号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則様式第1号及び様式第2号中「愛媛県食
 の安全安心推進条例」とあるのは、「食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和3年愛媛県条例第11号)附則第6項の規定
 によりなおその効力を有するものとされる同条例第3条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例」とする。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

5 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている 書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)に	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている 書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)に

ついては、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略
- (39) 省略
- (40) 省略
- (41) 省略
- (42) 省略
- (43) 省略
- (44) 省略
- (45) 省略
- (46) 省略
- (47) 省略

ついては、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。

- (1) 省略
- (2) 食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）様式第2号及び様式第4号
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（昭和28年愛媛県規則第7号）様式第3号

- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略
- (39) 省略
- (40) 省略
- (41) 省略
- (42) 省略
- (43) 省略
- (44) 省略
- (45) 省略
- (46) 省略
- (47) 省略
- (48) 省略
- (49) 省略

(48) 省略
 (49) 省略
 (50) 省略
 (51) 省略
 (52) 省略
 (53) 省略
 (54) 省略
 (55) 省略
 (56) 省略
 (57) 省略
 (58) 省略
 (59) 省略
 (60) 省略
 (61) 省略
 (62) 省略
 (63) 省略
 (64) 省略

(65) 省略
 (66) 省略
 (67) 省略
 (68) 省略
 (69) 省略
 (70) 省略
 (71) 省略
 (72) 省略
 (73) 省略
 (74) 省略
 (75) 省略
 (76) 省略
 (77) 省略
 (78) 省略
 (79) 省略
 (80) 省略
 (81) 省略
 (82) 省略

(50) 省略
 (51) 省略
 (52) 省略
 (53) 省略
 (54) 省略
 (55) 省略
 (56) 省略
 (57) 省略
 (58) 省略
 (59) 省略
 (60) 省略
 (61) 省略
 (62) 省略
 (63) 省略
 (64) 省略
 (65) 省略
 (66) 省略

(67) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年愛媛県規則第1号）様式第1号、様式第3号及び様式第7号

(68) 省略
 (69) 省略
 (70) 省略
 (71) 省略
 (72) 省略
 (73) 省略
 (74) 省略
 (75) 省略
 (76) 省略
 (77) 省略
 (78) 省略
 (79) 省略
 (80) 省略
 (81) 省略
 (82) 省略
 (83) 省略
 (84) 省略
 (85) 省略

告 示

○愛媛県告示第765号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 上浮穴郡久万高原町二名乙2001の1、乙2001の3、乙2004、乙2008、乙2011、乙2024
- 2 指定の目的
 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第766号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	480.11	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.74	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	369.27	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	829.50	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	191.95	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	265.92	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	50.70	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	388.11	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	267.50	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	628.62	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	21.64	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	75.17	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	824.16	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	107.14	
八 幡 浜 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	14.38	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	57.94	
宇 和 島 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	584.40	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	119.69	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	2.55	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）、
四 万 十 川	水 源 かん 養 保 安 林	548.50	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	38.76	
仁 淀 川 上 流	水 源 かん 養 保 安 林	823.46	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	50.44	

東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南 予	干 害 防 備 保 安 林	20.02	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東 予	保 健 保 安 林	17.92	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	20.96	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ~ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社こころ	訪問看護ステーション ひなた	愛媛県新居浜市東田二丁目1385-1直野ビル2階東	令和3年4月1日	訪問看護
医療法人隆典会	デイサービストリトン	愛媛県今治市吉海町名4680番地	令和3年4月1日	通所介護
株式会社ソラスト	介護付有料老人ホームソラストさらさ湯ノ浦	愛媛県今治市湯ノ浦22	令和3年4月1日	特定施設入居者生活介護
有限会社ライフケア	ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	令和3年4月1日	通所介護
合同会社えひめ介護	えひめ介護ヘルパーステーション	愛媛県西条市新田196番地1	令和3年4月1日	訪問介護

○愛媛県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社こころ	訪問看護ステーション ひなた	愛媛県新居浜市東田二丁目1385-1直野ビル2階東	令和3年4月1日	介護予防訪問看護
株式会社ソラスト	介護付有料老人ホームソラストさらさ湯ノ浦	愛媛県今治市湯ノ浦22	令和3年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アイル'ズ	訪問看護ステーションアルク今治	愛媛県今治市馬越町三丁目3番26号	令和3年4月9日	訪問看護
NPO法人西条	訪問介護ステーション あゆみ	愛媛県西条市河原津甲492番地3	令和3年4月15日	訪問介護

○愛媛県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アイル'ズ	訪問看護ステーションアルク今治	愛媛県今治市馬越町三丁目3番26号	令和3年4月9日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市北条辻土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持

管理）の計画の変更を令和3年5月24日認可した。

令和3年6月1日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第772号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年6月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーション八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号マルマビル1階	令和3年4月1日	訪問看護

○愛媛県告示第773号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和3年6月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーション八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号 マルマビル1階	令和3年4月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第774号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第91号	平成29年5月2日	山下建設(株)	山下 泰伯	宇和島市吉田町魚棚87	令和3年4月6日	解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-28)第17703号	平成28年4月22日	リベルテスクウェア(株)	兵頭 孝之	西予市宇和町卯之町4-555	令和3年4月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般-30)第9793号	平成30年6月6日	(株)兵頭建設	兵頭 純太	西予市宇和町下川881	令和3年4月9日	解体工事業	建設業の廃止
(般-29)第1270号	平成29年8月24日	(株)伊勢屋商店	伊勢家勝正	宇和島市夏目町2-1-2	令和3年4月19日	解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-28)第7585号	平成28年4月23日	宮内建工	宮内 進	喜多郡内子町立山3730	令和3年4月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般-28)第585号	平成29年2月9日	(株)やまだい	太田 仁吉	八幡浜市大黒町1-435-29	令和3年4月22日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-28)第14914号	平成29年1月30日	(有)入川水道	入川美喜子	宇和島市祝森甲4207-1	令和3年4月22日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長				所長	課長
健康増進	1～5 省略				健康増進	1～5 省略			
	6 食品 表示法	1 省略 2 食品の回収に関すること。				6 食品 表示法	1 省略		

課	の施行 に 関 す る 事 務 (国民 の健康 の増進 を図る ため に必要 な食品 に 関 す る 表 示 に 係 る も の に 限 る。)	(1) <u>着手等の届出の受理(第10条の2第1項)</u>		—	課	の施行 に 関 す る 事 務 (国民 の健康 の増進 を図る ため に必要 な食品 に 関 す る 表 示 に 係 る も の に 限 る。)				
		(2) <u>変更の届出の受理(食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号。以下この部において「府令」という。))第5条第2項)</u>		—						
		(3) <u>終了の届出の受理(府令第5条第3項)</u>		—						
		<u>3 省略</u>								
7	愛媛 県食の 安全安 心推進 条 例 (平成 20年愛 媛県条 例第71 号)の 施行に 関する 事 務 (健康 増進法 及び食 品表示 法(国民 の健康 の増進 を図る ため に必要 な食品 に 関 す る 表 示 に 係 る も の に 限 る。) に 係 る も の に 限 る。)				7	愛媛 県食の 安全安 心推進 条 例 (平成 20年愛 媛県条 例第71 号)の 施行に 関する 事 務 (健康 増進法 及び食 品表示 法(国民 の健康 の増進 を図る ため に必要 な食品 に 関 す る 表 示 に 係 る も の に 限 る。) に 係 る も の に 限 る。)	<u>1 自主回収の措置に関する指導その他の必要な指示(第22条第2項)</u>		—	
		<u>1 危害情報の申出の受理(第23条第1項)</u>					<u>2 危害情報の申出の受理(第25条第1項)</u>			
		<u>2 危害情報の申出に係る必要な調査及び措置(第23条第2項)</u>					<u>3 危害情報の申出に係る必要な調査及び措置(第25条第2項)</u>			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			所 長	課 長	主 幹
生 活 衛 生 課	1 食品 衛生法 (昭和 22年法 律 第 233 号)の 施行に 関する 事務	1 食品、添加物等の検査(第25 条第1項、第68条第1項、第3 項)			
		2 検査命令に関すること。			
		(1) 製品の検査命令(第26条第 1項、第68条第1項)			
		(2) 検査申請書の受理及び検査 (食品衛生法施行令(昭和28 年政令第229号)第5条第3 項)			
		(3) 検査の結果の経由時の確認 (第26条第5項、第68条第1 項)			
		3 報告の徴収及び臨検検査等 (と畜場及び食鳥処理場(認定 小規模食鳥処理業者に係るもの を除く。)並びにこれらの附属 施設に係るものを除く。)(第 28条第1項、第68条第1項、第 3項)			
		4 食品衛生管理者の設置及び変 更の届出の受理(第48条第8 項、第68条第1項)			
		5 営業の許可に関すること。			
		(1) 営業の許可(第55条、第68 条第1項 _____ _____ _____)			
		(2) 許可営業者の地位の承継の 届出の受理(第56条第2項、 第68条第1項)			
(3) 氏名等の変更の届出の受理 _____ (食品衛生法施行規則(昭和 23年厚生省令第23号。以下こ の部において「省令」とい う。)第71条_____ _____)					
(4) 廃業の届出の受理(省令第 71条の2)			—		
(5) 営業許可証の再交付(食品 衛生法施行細則(昭和23年愛 媛県規則第62号)第6条第3 項)					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			所 長	課 長	主 幹
生 活 衛 生 課	1 食品 衛生法 (昭和 22年法 律 第 233 号)の 施行に 関する 事務	1 食品、添加物等の検査(第25 条第1項_____)			
		2 検査命令に関すること。			
		(1) 製品の検査命令(第26条第 1項_____)			
		(2) 検査申請書の受理及び検査 (食品衛生法施行令(昭和28 年政令第239号)第5条第3 項)			
		(3) 検査の結果の経由時の確認 (第26条第5項_____)			
		3 報告の徴収及び臨検検査等 (と畜場及び食鳥処理場(認定 小規模食鳥処理業者に係るもの を除く。)並びにこれらの附属 施設に係るものを除く。)(第 28条第1項_____)			
		4 食品衛生管理者の設置及び変 更の届出の受理(第48条第8 項_____)			
		5 営業の許可に関すること。			
		(1) 営業の許可(第52条、食品 衛生法施行細則(昭和23年愛 媛県規則第62号。以下この部 において「細則」という。) 第7条第1項)			
		(2) 許可営業者の地位の承継の 届出の受理(第53条第2項_____ _____)			
(3) 氏名等の変更の届出の受理 及び営業許可証の書換え交付 (食品衛生法施行規則(昭和 23年厚生省令第23号_____ _____)第71条、細則第9条第 2項)					
(4) 営業許可証の再交付(細則 第7条第3項_____ _____)					
(5) 廃業、休業又は復業の届出 の受理(細則第10条)			—		

の施行 に 関 す る 事 務					の施行 に 関 す る 事 務	(4) 廃業等の届出の受理(第10条の4)			—
						2 立入検査(第11条第1項)			—
	1 省略					3 省略			
	2 省略					4 省略			
17 愛媛 県食の 安全安 心推進 条例の 施行に 関する 事 務 (食品 衛生法 及び食 品表示 法(国 民の健 康の保 護を図 るため に必要 な食品 に 関する 表示 に係る ものに 限る。) に係る ものに 限る。)					18 愛媛 県食の 安全安 心推進 条例の 施行に 関する 事 務 (食品 衛生法 及び食 品表示 法(国 民の健 康の保 護を図 るため に必要 な食品 に 関する 表示 に係る ものに 限る。) に係る ものに 限る。)	1 自主回収の措置に関する指導 その他の必要な指示(第22条第2項)			—
	1 危害情報の申出の受理(第23条第1項)					2 危害情報の申出の受理(第25条第1項)			
	2 危害情報の申出に係る必要な調査及び措置(第23条第2項)					3 危害情報の申出に係る必要な調査及び措置(第25条第2項)			
備考 省略					備考 省略				

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第6 (第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							別表第6 (第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長						主 幹	部 長
健 康 増 進 課	1~14 省略						1~14 省略						
							15 愛媛 県食の 安全安 心推進	1 他の行政機関の長に対する 危害情報の申出内容の通知 (健康増進法及び食品表示法 (国民の健康の増進を図るた				—	

(1)～(70) 省略 (71) 削除 (72)～(101) 省略 4～6 省略	(1)～(70) 省略 (71) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第11条第2項の規定に基づ くふぐ取扱者検査員の証の交付に関すること。 (72)～(101) 省略 4～6 省略
---	--

(愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の委任)</p> <p>第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 省略</p> <p>(24) 食品衛生法第59条の規定により、必要な処置をとることを命ずること(と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。)並びにこれらの附属施設に係るものに限る。))。</p> <p>(25)・(26) 省略</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 省略</p> <p>(24) 食品衛生法第54条の規定により、必要な処置をとることを命ずること(と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。)並びにこれらの附属施設に係るものに限る。))。</p> <p>(25)・(26) 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和3年5月21日あったので公表する。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 令和3年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和3年6月6日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜市医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名
トップリフターの購入

- (2) 購入物品名及び数量
トップリフター 1台
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和4年3月24日(木)
- (5) 納入場所
松山港国際物流ターミナル内(松山市大可賀三丁目)
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
令和3年7月13日(火)午前9時から同月14日(水)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
令和3年7月14日(水)午前10時00分
愛媛県庁 第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和3年7月6日(火)午後5時

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
ア 契約保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

- イ 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。
ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Empty Container Handler range , 1 set .
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 14 July 2021
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 187

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和3年6月1日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
委託地方公共団体	機関		委託地方公共団体	機関	
上島町	省略		上島町	省略	
	町長部局	本庁	町長部局	本庁	
		<u>部長 課長 会計管理者</u>			<u>課長 総務課危機管理室</u>
		<u>船長 総務課長補佐</u>			<u>主幹 住民課主幹 会計</u>
		<u>総務課庶務係長</u>			<u>管理者 総務課長補佐</u>

						(人事又は予算を担当するものに限る。) 総務課庶務係長 総務課財政係長
	出先機関	支所	支所長	課長		支所長 課長 船長
		省略				
	省略					
久万高原町	省略					
	町長部局	本庁	課長	事務局長 会計管理者 総務課総務行政班長 総務課財政管財班長		課長 総合戦略監 事務局長 会計管理者 総務課総務行政班長 総務課財政管財班長
	出先機関	省略				
		養護老人ホーム	施設長			総括局長
		省略				
						診療所(面河診療所に限る。) 所長
	省略					
松前町	省略					
	町長部局	本庁	部長 理事 課長 会計管理者 総務課長補佐			部長 理事 課長 会計管理者 総務課長補佐 (人事を担当するものに限る。) 財政課長補佐 総務課職員係長 財政課財政係長
	省略					
省略						
内子町	省略					
	町長部局	本庁	課(室)長 会計管理者 課付課長 総務課長補佐 総務課政策調整班長 総務課人事・給与係長 総務課財政係長			課(室)長 会計管理者 総務課長補佐 総務課政策調整班長 総務課人事・給与係長 総務課財政係長
		省略				
	省略					
伊方町	省略					
	町長部局	本庁	課長 会計管理者 総務課総務管理室長 総合政策課財政管理室長 総務課総務管理室主任 総合政策課財政管理室主任			課長 課付課長 会計管理者 総務課総務管理室長 総合政策課財政管理室長 総務課総務管理室主任 総合政策課財政管理室主任 (予算を担当するものに限る。)
		省略				
	省略					
						農業委員会事務局 事務局長

省略			
鬼北町	省略		
	町長部 局	本庁	課(室)長 _____ 会計 管理者 総務財政課庶務 係長 総務財政課財政係 長
		省略	
省略			
愛南町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 農業 支援センター長 _____ _____ 企画財 政課長補佐(予算を担当 するものに限る。) 総 務課職員係長 企画財政 課財政係長
		省略	
省略			
省略			
大洲喜 多特別 養護老 人ホー ム事務 組合	特別養護老人ホーム	事務局長 施設長	
省略			

備考 省略

省略			
鬼北町	省略		
	町長部 局	本庁	課(室)長 主幹 会計 管理者 総務財政課庶務 係長 総務財政課財政係 長
		省略	
省略			
愛南町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 農業 支援センター長 総務課 長補佐(人事を担当する ものに限る。) 企画財 政課長補佐(予算を担当 するものに限る。) 総 務課職員係長 企画財政 課財政係長
		省略	
省略			
省略			
大洲喜 多特別 養護老 人ホー ム事務 組合	特別養護老人ホーム	施設長	
省略			

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第10号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定によ
り、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年6月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立今治病院、南宇和病院及び新居浜病院のテレビ等使用
料の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

総合メディカル株式会社
大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号

3 委託期間

令和3年5月4日から令和3年7月31日まで